

そもそも会社とは何か？

会社は、社団性、法人性、営利目的の三要素の上に成り立つ。法人格をもつことで多くのメンバーと資金が得られる。

「社会的に一つの『人格』をもった存在」

商法では、会社を「営利を目的とする社団法人」と定義しています。

ここから、会社に欠かすことのできない三つの要素が見えてきます。すなわち、社団性、営利目的、法人性の三要素です。

「社団性」とは、同じ目的をもつ複数の構成メンバーからなる団体であることです。その構成メンバーを一般的に社員といいます。

団体のもつ目的には、さまざまなものが考えられます。たとえば、病院、学校、政府機関などの団体は公益を目的にしています。それに対して、一般の民間会社の目的は、モノやサービスなどを提供する事業を行なうことで利益をあげ、その利益を構成メンバーに分配することです。これが「営利目的の団体」という意

味です。

また会社は、設立して役所に届け出る（登記を行なう）ことによって、社会的に一つの「人格」をもった存在となります。これを「法人格」といい、あたかも会社が一人の人間のように扱われ、会社名で契約したり借金や預金をしたりできます。違法行為をすれば会社が制裁を受けます。

これらの性格をもった団体が「会社」です。

その形態には「株式会社」「有限会社」「合資会社」「合名会社」の四種類があります（↓次項）。

なお、営利を目的としない公益法人（↓巻末）には、社団法人、財団法人などがあります。

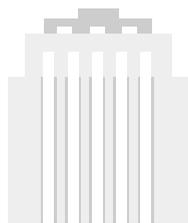
個人事業と会社の違いは？

現在、日本には約292万社（平成11年総務庁統計）の会社があります。

「会社」の3つの要素

社団性

同じ目的を
もつメンバーから
なる団体



営利目的

利益をあげ、
その利益を社員
などに分配すること

法人性

会社は“人格”をも
った人間のように
扱われる



その中には、トヨタ自動車やNTTグループのように数万人以上もの社員を抱える大企業から、従業員100人ほどの中小企業（「中小企業の定義」↓巻末）、家族だけで経営している零細企業までさまざまな規模の会社があります。

その一方で、世の中には法人格をもたないで事業を行なっている個人事業主もたくさんいます。八百屋さんや薬屋さんなど、家業に多く見られます。これら個人事業主の場合は、契約や借金などすべての事業活動を経営者が「個人の名前」で行なっています。

このように事業を行なう主体には、個人事業主と法人（会社）が存在するわけですが、そのいちばんの違いは、法人格をもっているかどうかです。

会社は法人格をもつことで、広く出資者を募って資金を集めたり、大量に社員を雇ったりすることが可能になります。それによってトヨタ自動車のような大きな会社が生まれ、それが経済全体を発展させていく原動力となっています。

「会社」は、まさに今日の豊かな資本主義経済を支えているのです。

2

会社にはどんな種類があるか？

出資者の個人責任の範囲によって、「合名会社」「合資会社」「株式会社」「有限会社」の四種類に分けられている。

会社には四つの形態がある

会社には、「株式会社」「有限会社」「合名会社」「合資会社」があります。その分類は出資者の責任の範囲によります。

前項で、会社は法人格として人間のように扱われる」と説明しました。すると、「もし借金を返済できなかつたりしたときにどうするか」という問題が生じます。

会社が倒産したとき、構成メンバーがまったく償わないのはいかにも無責任です。しかし、大きな会社では100%償うのは現実的に困難です。そこで商法では、メンバー個人の責任範囲によって会社を分類しているのです。

まず構成メンバー全員が、経営上の責任のすべてを個人で負うのが合名会社です。このように、倒産したときに負債を全額個人で弁済しなければならないこと

合名会社	合資会社
無限責任	無限責任と有限責任
社員	社員
2名以上	無限責任社員と有限責任社員各1名以上
規定なし	規定なし
機関は不要	機関は不要
不要	不要

を「無限責任」といいます。

合資会社とは、無限責任社員と出資分だけの責任を負う有限責任社員が混在する形態です。

有限責任が会社の基本

一方、自分の出資分だけの有限責任が基本となっているのが、株式会社と有限会社です。

株式会社は、株式で出資金を広く集めることができることに特徴があります。

経営者は事業に対する責任を負いますが、出資した株主には一切責任が生じません。倒産した場合に、出資分が戻ってこないだけです。逆に利益が出れば配当（↓巻末）が得られます。発起人1名、資本金1000万円から設立できます。

有限会社は出資者が50名以内と制限され、300万円の資本金で設立できます。そのため、まず有限会社を設立し、売上げが大きくなったら株式会社に改組する会社も多く見受けられます。

現在、日本の会社約292万社のうち、約158万社が株式会社、約100万社が有限会社、合資会社その他が約34万社です。

会社の4つの形態

	株式会社	有限会社
出資者の責任	有限責任	有限責任
出資者の名称	株主	社員
出資者の人数	1名以上	1名以上50名まで
最低資本金額	1000万円	300万円
取締役数	取締役3名以上 代表取締役1名以上	取締役1名以上 代表取締役は任意
定款の認証	必要	必要

3

株式会社の基本的なしくみは？

出資者(株主)と経営が分離しており、株主には経営の責任がない。このしくみにより不特定多数から資金調達ができる。

資本と経営の分離が特色

株式会社は、「株式」を発行することで、広く資金を集めることができます。店頭公開や上場をすれば、より広く出資者を募ることができます。

立場をかえると、上場している企業の株は、証券会社の窓口やインターネットで誰でも自由に買つことができます(株式ネット売買⇓巻末)。

たとえば、NTTの株を買つと、NTTの株主であり出資者となります。しかし、NTTの経営に直接タッチするわけではありません。株価の値上がり益や配当を得るために出資して株主となるのです。これを「資本と経営の分離」といいます。

「会社の資本と経営をなぜ分離させるのか？」と、疑問に思う人もいるかもしれませんが、その理由は、分離させることで不特定多数の人から巨額の資金を集める

ことが可能になるからです。

株主は経営にタッチする必要がないので、労働力の提供も時間的な拘束もなく、儲けることだけを目的に出資すればよいのです。唯一の責任は、万一会社が倒産したときに出資分を失うことです。

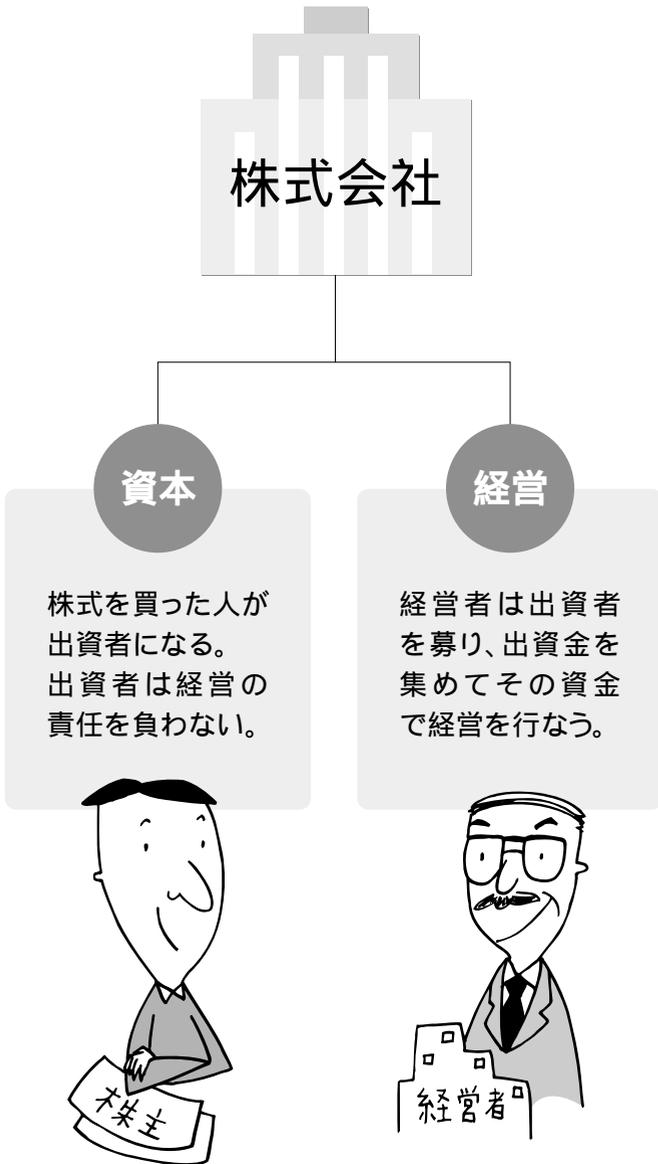
会社が売上げを大きく伸ばすには、巨額の設備投資や研究開発が不可欠です。つまり、「株式制度」と、株式を広く流通させる「証券取引所」によって、資金数百億円の大企業の誕生が可能になるのです。

財産を確保・維持する義務

株式会社では、株主は経営に対する責任を負っていません。では、負債を抱えて倒産したときに債権者に対して責任を負うのは誰でしょうか。

大企業の場合は、会社の契約はすべて「法人格」たる会社名義で行なっています。したがって、「会社」以

資本と経営の分離



外に責任を負う人はいません。

これは債権者に対してだけでなく、倒産して出資金がゼロとなった場合には株主に対しても誰も責任を負わないことを意味します。これでは、「会社はあまり

に無責任で信用できない」という見方もできます。

そこで商法では、債権者（株主）の保護をはかり、会社財産を確保するために、資本金に見合う財産の確保・維持を義務づけています。

4

店頭公開、上場のしくみは？

上場すると広く社会から認知され、大きな資金調達も可能になる。最近ではベンチャー専門の上場市場も登場している。

株式上場のメリットは？

株式会社の特徴は、株券を発行することで市場から資金を調達できることです。しかし、不特定多数の人たちからおカネを集めるには、会社の株券の売買を行なう証券取引所を通す必要があります。

私たちが証券会社を通して買える株券は、すべて証券取引所に上場または店頭公開している会社のものです。つまり会社は上場することで株式を広く取引させることができ、大きな資金調達が可能となるのです。いわば上場は、一流企業として社会から認知されるためのパスポートです。創業者は、上場や公開によって大きな財産（創業者利益）を得ることができます。

しかし同時に、投資家や社会に対して大きな責任が生じます。そのため、上場にはさまざまなハードルが設けられています。

店頭公開と上場の審査基準は？

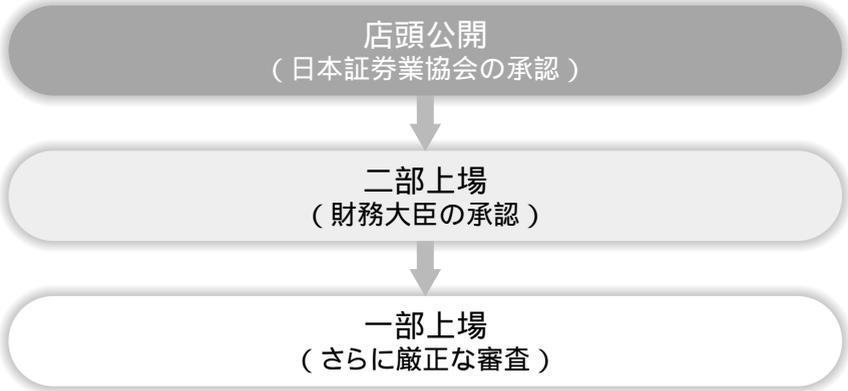
証券取引所に上場するためのファーストステップを店頭公開といいます。いわば上場の予備軍で、日本証券協会が承認した会社が登録され、株式の取引はジャスダックと呼ばれる株式市場で行われます。

ジャスダックは中小・中堅・ベンチャー企業を対象とした市場で、登録基準には、成長性を重視するものと過去の経営成績を重視するものがあります。

店頭公開のうち、一定の条件をクリアすると、今度は財務大臣の承認で上場ができます。これを二部上場といい、さらに厳正な審査を経て一部上場となります。

現在、日本には約292万ほどの会社がありますが、上場企業は全国5つの証券取引所を合わせても数千社程度しかありません。

店頭公開から上場へのしくみ



ベンチャー企業専門の株式取引市場の活性化が期待されている。

ベンチャー企業専門の市場

上場企業数が少ない背景には、純資産額や設立年数などの厳しい審査基準があるからです。

しかしアメリカでは、かつてのマイクロソフト社やインテル社のように、設立間もないベンチャー企業（↓P180）が上場し、数年で世界的な大企業に成長するケースもあります。店頭株式市場のナスダックには多くのベンチャー企業が上場し、アメリカ経済を活性化させています。

そこで、日本でもベンチャー企業専門の株式取引市場の必要性が叫ばれ、99年に東京証券取引所がマザーズ（↓巻末）を創設しました。

2000年には、アメリカのナスダックとソフトバンクが共同でナスダック・ジャパン（↓巻末）を大阪証券取引所内に開設しました。

現在、両新興市場には100社を超えるベンチャー企業が上場。ITバブル崩壊の影響で上場数は伸び悩んでおり、ナスダックは2002年に日本からの撤退を決めました。今後のベンチャー企業専門市場の活性化が期待されています。

5

取締役と社員はどう違うのか？

取締役は、会社運営の重要な意思決定を担う。責任は重大で、業務を怠れば個人で損害を賠償する義務も負っている。

取締役は会社の舵取り役

一般的に、社員が出世したいと願ったときに、その到達点となるのが「取締役」です。その理由は、取締役になれば社内的にも対外的にも経営者の一員とみなされるからです。

商法でも、取締役は一般社員と異なり、会社運営の重要決定機関である取締役会（↓次項）のメンバーとして登記することが定められています。

会社経営を船にたとえるなら、取締役とは「舵取り」を決める人です。もし、間違った舵取りをすれば船は座礁し、乗組員と船荷を海の底に沈めることになりま

す。それほどの重責を担っているだけに、取締役には一般社員にない義務も法律で課せられています。

商法では取締役の義務を、次のように大きく四つ規

定しています。

取締役の四つの義務とは？

一つは「忠実義務」です。会社の決議事項を守り、会社のために忠実に職務を執行せねばなりません。

「競業禁止義務」では、取締役が会社と同じ分野の仕事を行なうことを禁じています。

そして任務を怠ったり違反した場合には、会社に対して個人で損害を賠償しなければなりません（「会社への民事上の責任」）。

さらに、重大な過失があった場合には、取引先や顧客に対しても損害を賠償しなければならないのです（「第三者への民事上の責任」）。

さらに、商法四八六条には特別背任罪（↓巻末）も規定されています。取締役になるには覚悟も必要なのです。

「取締役の義務」は商法で定められている

忠実義務 (商法254条)	法令、定款、決議事項を守り、会社のために忠実に職務を執行する。
競業避止義務 (商法264条)	会社と同じ分野の仕事を個人で行なうことはできない。
会社への民事上の責任 (商法266条)	法令や定款に違反する行為をしたときは会社に対して連帯して損害を賠償する。
第三者への民事上の責任 (商法266条)	間違った職務行為をして第三者に損害を与えたときは連帯して損害を賠償する。

取締役の序列

代表取締役

専務取締役

常務取締役

取締役(ヒラトリ)

社長、専務、常務というのは、あくまで社内規定による肩書きであって、法律の定めはない